

市内教育・保育施設を
ご利用の保護者の皆様

新潟市こども未来部保育課

新型コロナウイルス感染症にかかる対応の変更等について(お知らせとお願い)

日頃より、感染拡大防止にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

第7波における感染拡大状況に鑑み、下記のとおり、一部対応等を変更いたしますのでお知らせします。

引き続き、感染拡大の防止等にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

記

1 変更点等について

(1) 濃厚接触者の自宅待機期間の短縮(令和4年7月23日より適用開始済)

変更前	最終接触日翌日から7日間
変更後	最終接触日翌日から5日間

※2日目3日目の陰性確認による3日目からの解除については、乳幼児は対象外です。

※変更前に示された待機期間中も保育料減額調整(日割り)の対象となります。

(2) 陽性判明時の療養期間等にかかる通知

変更前	保健所から陽性者へ個別に、発症日・療養期間を連絡
変更後	陽性者本人が症状等について、専用サイトの入力フォーム(スタパ)に登録し、 市ホームページに記載の基準により、自身で療養期間を判断

※お子さんの感染が判明した場合、医師または上記により確認した「発症日」「判明日」「療養期間」について、確実かつ速やかに在園施設に連絡をお願いします。

(3) 保育料等減額調整にかかる提出書類(感染者・濃厚接触者)

変更前	・登園状況確認票(施設作成) ・自宅待機期間等の確認票(在園施設以外の濃厚接触者のみ)／(施設作成) ・新型コロナウイルス感染症療養証明書(感染者のみ)／(自身で保健所申請)
変更後	・利用者負担額(保育料等)減額申請書(理由及び欠席期間) (欠席翌月5日頃までに施設へ提出。月をまたがる場合は、それぞれの月に提出。)

※休園やクラス閉鎖の期間のみ登園しなかった場合は、保護者の手続きは不要です(変更なし)

※施設以外の由来で、陽性または濃厚接触者になったことについて、施設へ連絡をしていなかった場合、減額可能かどうか、施設での把握・証明が困難なため、事前連絡の徹底をお願いします。

※書類提出月の翌々月の保育料決定通知にて、調整後の保育料額をお知らせします。

(調整日数については各施設にお問い合わせください)

2 適用開始

本通知発出日以降(減額調整については過去の未申請分を含む)

※既に「新型コロナウイルス感染症療養証明書」を申請中の方については、「保育料等減額申請書」「新型コロナウイルス感染症療養証明書」のいずれの提出も可能です。

【問い合わせ先】新潟市こども未来部保育課

濃厚接触者待機期間/療養期間等関連 保健給食・保育指導グループ 025-226-1215

保育料等減額調整関連 認定グループ 025-226-1225